

新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち
栄養改善ビジネス国際展開支援事業実施要領

制定 令和4年4月1日 3新食第2146号
改正 令和5年3月30日 4新食第2690号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 目的

新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3新食第1667号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表の区分の欄の2の栄養改善ビジネス国際展開支援事業（以下「本事業」という。）は、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するところとする。

第2 補助事業者等

- 1 交付等要綱別表の補助事業者の欄の大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人又は法人格を有しない団体のうち、総括審議官が特に認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - （4）年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、交付等要綱第6の交付申請書を提出する際、別記様式1を併せて総括審議官に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

海外の栄養不良人口の削減へ向けて、国内の農業・食品関連事業者の栄養改善ビジネスの国際展開を推進するため、以下の取組を支援する。

- （1）企業セミナー・パートナー発掘・優良事例紹介等の実施、企業へのアンケート調査、ウェブページによる情報提供
- （2）現地の栄養実態や食文化・食習慣に係る調査、現地の栄養政策調査のための現地政府のヒアリング、現地の栄養実態等を踏まえた持続可能なビジネス開発に向けた戦略策定・事業提案、現地でのビジネス戦略等の実証・プロモーション活動、現地の課題解決のための知見や技術の提供等
- （3）国際機関等との連携強化のための調整、国際会議への出席、共同セミナーの開催、国外の栄養に関する情報収集、国内の栄養に関する研究・データ等の発信

（補助対象経費）

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費、需用費、賃借料及び使用料、委託費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度とする。

第5 採択基準等

本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第6の第1項の事業実施計画（以下、「事業実施計画」という。）が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

補助事業者は、別記様式2により事業実施計画を作成し、交付等要綱第6の交付申請書に添付するものとする。また、事業実施計画の変更（交付等要綱別表に掲げる軽微な変更を除く。）が生じた場合には、交付等要綱第12の規定に基づく変更等承認申請書に事業実施計画（別記様式2）を添付するものとする。

2 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式2）の「第1 総括表」における「事業の委託」の欄に記載し提出するものとする。なお、委託先は、国内の農業・食品関連事業者に限定するものとし、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業の成果目標

本事業について、補助事業者は、栄養改善ビジネスの国際展開の推進に関する効果検証可能な成果目標を設定すること。

第8 事業実施状況の報告

補助事業者は、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、交付等要綱第17の実績報告書に添付するものとする。

第9 収益納付

- 1 補助事業者が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、補助事業者は、本事業の実施年度の翌年から起算して3年間を限度とし、交付等要綱第25の規定に基づき、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告しなければならない。なお、総括審議官は、

特に必要と認める場合にあっては、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 総括審議官は、補助事業者が相当の利益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、補助事業者に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、第1項の報告に係る年度までの間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第10 海外の付加価値税に係る還付金の納付

補助事業者は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第11 権利の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の（１）から（４）までの条件の遵守を約する確認書を、補助事業者を通じ、総括審議官に提出することを条件に、当該特許権等を発明等した者（製造業者等）に帰属させることとする。ただし、総括審議官に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- （１）成果が得られた場合には、遅滞なく総括審議官に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等は無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であつて、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- （４）当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

第12 留意事項

補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和5年3月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

総括審議官（新事業・食品産業）殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 年 月～ 年 月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年 間 販売額	主要 事業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類

（1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等

- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他参考資料

（注1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注2）添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式2（第6関係）

令和5年度新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち栄養改善ビジネス国際展開支援事業実施計画

新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち栄養改善ビジネス国際展開支援事業実施要領（令和4年4月1日付け3新食第2146号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第6の規定に基づく事業実施計画は以下の通りである。

- （注1） 交付等要綱第6、第12及び第17の添付書類として使用すること。
- （注2） 事業実施計画の変更の場合は、変更の理由と変更箇所がわかるように記載すること。
- （注3） 事業実施状況の報告書として本様式を使用する場合には、実績を記載すること。
- （注4） 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- （注5） 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

第1 総括表（積算内訳）

事業職種	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	補助事業者		
新事業創出 ・食品産業 課題解決調 査・実証等 事業 栄養改善ビ ジネス国際 展開支援事 業		千円	千円	千円	(1)委託先名 (2)委託する 事業の内容 及び当該事 業に要する 経費	
合 計						

- (注) 1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については別紙とすることができる。
- 2 仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該金額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

第2 実施計画

1 事業の目的

事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、目的を記載すること。

2 事業の成果目標

事業の成果目標

達成すべき定量的な目標（実施回数・参加人数・参加社数・事業実施による変化率・評価点等）についても記載すること。

具体的な成果目標等の記載例

- ・栄養改善事業推進プラットフォーム（N J P P P）の参加企業数を〇社以上とする。
- ・N J P P Pにおいて現在実施しているプロジェクトを〇件以上実施する。
- ・栄養改善ビジネスに関する事業化プロセスの実証を〇件以上実施する。

3 事業の内容

開催国（地）・派遣国（地）とその選定理由、開催期間、参加対象者、参加人数、参加者（派遣先）募集方法、派遣先企業候補（専門家派遣事業）、事業実施方法、海外での実施の場合は危機管理体制、事業終了後のフォロー方法等を事業の内容毎に具体的に記載すること。

委託をする場合は、委託内容を具体的に記載すること。

（記入例）

- ・委託内容：〇〇地域における〇〇
- ・委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載。
- ・委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載。
委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定先等を記載。
- ・委託予定金額：〇〇〇千円
- ・委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付。

4 実施体制

事業実施体制を図示すること。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載すること。

5 年間スケジュール

実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(記入例) ○ ○○												

実施期間を矢印で示すこと

6 期待される効果・波及効果

実績報告の際には、効果の検証結果を記載すること。

7 事業成果・効果の検証方法

2「事業の成果目標」及び6「期待される効果・波及効果」と関連付けて記載すること。

8 添付資料

- (1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
また、人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。
- (2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料（様式：任意）を添付すること。
- (3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り及び委託契約書（案）を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- (4) 必要に応じて資料を添付すること。